

第 13 号

令和2年度熊本県公債管理特別会計補正予算（第1号）

令和2年度熊本県の公債管理特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,063,823千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123,975,039千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和3年2月18日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 財産収入		千円 247,961	千円 138,267	千円 386,228
	1 財産運用収入	247,961	138,267	386,228
2 繰入金		59,860,543	△ 1,202,090	58,658,453
	1 一般会計繰入金	34,313,543	△ 1,202,090	33,111,453
歳 入 合 計		125,038,862	△ 1,063,823	123,975,039

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 公 債 費		125,038,862	△ 1,063,823	123,975,039
	1 公 債 費	125,038,862	△ 1,063,823	123,975,039
歳 出 合 計		125,038,862	△ 1,063,823	123,975,039

第2表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
情報処理関連業務	令和3年度	千円 176